

## 東京港南部地区海上公園での撮影申請について

撮影占用においては、事前に許可申請が必要です。  
下記の条件を踏まえ、別紙「海上公園撮影許可企画書」をご提出ください。

### 1) 撮影日時の制限

- ① 撮影可能日 土・日・祝日・年末年始を除く日
- ② 撮影時間 9:00～17:00(準備から撤収を含めての時間)

### 2) 禁止事項

- ① 火薬類・火気等の撮影（バーベキュー場可能エリアを除く）
- ② 釣りなど魚介類の採取（釣り可能エリアを除く）
- ③ 暴力・乱闘・ヌード・過激なラブシーンの撮影
- ④ 車・バイク等の乗入れや乗車シーンの撮影
- ⑤ 駐車場及び立入禁止区域での撮影
- ⑥ 海上公園のイメージを損なう撮影
- ⑦ 東京都海上公園条例、東京都海上公園条例施行規則に反する行為の撮影

### 3) 禁止行為

- ① 公園内への撮影車、電源車などの車両の乗り入れ
  - ② 臭気を発する物、長大物(レール付撮影台)等や重量物などで場所を占拠して固定する行為
  - ③ 大声及び拡声器(ラジカセ・カラオケ)等の使用による他の利用者の迷惑になる行為
  - ④ 一般利用者の自由利用が大きく損なわれる規制行為(大がかりな封鎖、通行規制等)
- ※禁止事項・禁止行為の詳細についてはお問い合わせください。

### 4) 申請手続き

- ① 規定の撮影許可企画書(HP からダウンロード)と撮影内容の詳細がわかるシナリオ・コンテ等を、**撮影日の7日前までに**提出(FAX もしくは窓口にて)→ FAX 送付後は、電話による到着確認をお願い致します。その後、**内容を確認後、許可可否かご連絡致します。**
- ② その後、『海上公園占用許可申請書』で申請していただき、占用料を支払い後、『占用許可書』を発行します。尚、占用料は払い戻せませんので、ご注意ください。
- ③ 撮影時には、『占用許可書』を必ず携帯してください。

#### <占用料金>

スチール撮影	101 m <sup>2</sup> 以上	800 円/1 時間
	31 m <sup>2</sup> から 100 m <sup>2</sup>	400 円/1 時間
	30 m <sup>2</sup> 以下	100 円/1 時間
映画・テレビ ビデオ・ラジオ撮影中継など	3001 m <sup>2</sup> 以上	19,200 円/1 時間
	1501 m <sup>2</sup> から 3000 m <sup>2</sup>	12,800 円/1 時間
	1500 m <sup>2</sup> 以下	6,400 円/1 時間

### 5) その他注意事項

- ・公園施設を汚損または破損してしまった場合は公園管理事務所に報告するとともに、公園管理者立ち会いのもと、現状復帰をお願いします。
- ・撮影内容が、申請時の記載事項と変更があった場合は必ずご連絡ください。
- ・出演者・モデル等の更衣室はありません。

大井ふ頭中央海浜公園管理事務所  
〒140-0003 東京都品川区八潮 4-1-19  
TEL:03-3790-2378  
FAX:03-3790-2993